

ち いき ふく し けん り よう ご じ ぎょう

地域福祉権利擁護事業

ち いき

あん しん

く

て つだ

地域で“安心”して暮らせるようお手伝いをします



どのようなひとが
つかえるの?

- 認知症状のある高齢者
- 一人暮らしの高齢者
- 高齢者のみの家族
- 知的障害のあるひと
- 精神障害のあるひと
- 身体障害のあるひと
- …など

このようなことで
困っているとき、
ご利用ください。

- ・ 福祉サービスを利用したいけど、
どうすればよいかわからない…
- ・ 福祉サービス利用料や病院代、
光熱水費等の支払いができない…
- ・ 日常的なお金の管理に不安がある…
- ・ 預金通帳やハンコ、大切な書類の
置き場所を思い出せない…

くさつ ししゃきょう
草津市社協キャラクター
ふくちゃん



しゃかい ふく し ほうじん
社会福祉法人

くさ つ し しや かい ふく し きょう ぎ かい
草津市社会福祉協議会



ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業ってなに？

はんざんのうりょくじゅうせん
判断能力が十分でないため、毎日の暮らしのなかで、福祉サービスの利用の仕方や手続きがよく分からなかったり、日常のお金の管理が不安なひとが地域で安心して生活を送れるように支援するものです。



ちいきふくしけんりようごじぎょう どのようなことをお手伝いしてくれるの？

ふくしりようえんじょ 福祉サービスの利用援助

- ・さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、助言をします。
- ・福祉サービスの申し込み、契約時の立会いや代弁をします。
- ・福祉サービスの利用料金を代行して支払います。
- ・福祉サービスの苦情を解決するための手続きをします。

にちじょうてきさんせんがんり 日常的金錢管理サービス

- ・暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- ・年金や福祉手当の受け取りの手続きをします。
- ・税金や公共料金、日用品購入などの支払い手続きをします。
- ・医療費の支払い手続きをします。
- ・銀行や郵便局で預貯金の出し入れをします。

しょりあづけ 書類などの預かりサービス

たいせつさいさんかんりこんなんぱあいさいさんきんゆうきかんかしきんこほかん
大切な財産の管理が困難な場合、その財産を金融機関の貸金庫で保管します。

あづけ お預かりできるもの

ねんきんしょうよふちょさんつうちょうけんりょうけいやくしょいほけんしょうよじついん
年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印
ほかくさつしゃかいふくしきょうぎかいみどしょり
その他、草津市社会福祉協議会が認めた書類



てつだ どのようなひとがお手伝いしてくれるの？

てつだしゃかいふくしきょうぎかいじりつせいかつしえんせんもんいん
あなたをお手伝いするのは、社会福祉協議会の自立生活支援専門員と生活支援員です。

★自立生活支援専門員とは？

なやそつだんういこうそてきせつしえんひいかく
悩みごとの相談を受けて、あなたの意向に沿った適切な支援計画を作成し、契約までのお手伝いをします。

★生活支援員とは？

けいやくないようそていきてきほうもん
契約の内容に沿って、定期的に訪問します。福祉サービス利用の手続きや預貯金の出し入れをします。



かね お金はかかるの？

そつだんしえんひいかくさくせいひようおりょうふくし
相談や支援計画の作成にかかる費用は、無料です。福祉サービス利用手続きや金錢管理などのサービスを利用する際は有料です。

くふん サービス区分	りようだんい 利用単位	りようりょう 利用料
・福祉サービス利用援助	1回 (2時間以内)	1,000円 スル
・日常的金錢管理		
・書類等の預かり(財産保全管理)	6ヶ月	1,000円 スル



いちどりよう 一度利用するとやめられないの？

てつだえんひいかくなはりか
お手伝いがいらなくなったら、いつでもやめることができます。また、支援計画の内容を変えることもできます。

くさつしゃかいふくしきょうぎかいじりつせいかつしえんせんもんいん
草津市社会福祉協議会や、自立生活支援専門員、生活支援員は、この契約の期間中に
しわかみみつまも
知ったあなたに関する秘密を守ります。また、この契約が終わった後も同じです。



けんりようごじぎょうてつづなが 権利擁護事業の手続きの流れです



そう 相 談

けんりようごじぎょうせつめい
○権利擁護事業について説明します。
せいがつじょうきょう
生活状況についてあうかがいします。

りよういしかくにん 利用意志の確認

けんりようごじぎょうりょう
○権利擁護事業を利用するかしないか確認します。

じっし ガイドラインの実施

ひごろ
○日頃の暮らしのようすを確認します。

しゅうじゆう しゅつ かくにん 収入・支出の確認

しゅうじゆう
しゅつ
おお
かた
しゃうじゆう
かた
けいやく
○収入より支出が多い方、収入がない方は契約できません。

もうしこみしょなど ていしゅつ 申込書等を提出

もうしこみしょていしゅつ
けいやく
さい
けいやく
しゅうりょう
あず
さいさん
う
ひと
○申込書を提出していただきます。
契約する際には、契約が終了したときに預かった財産を受けとる人を
あらかじめ決めていただきます。(詳細はご相談ください。)

しえんけいかく そだん 支援計画の相談

ほんにん
きほう
だし
しえんけいかく
つく
○ご本人の希望などを確かめて、支援計画を作ります。

あず もの かくにん 預かり物の確認 あず しょ さくせい 預かり書の作成

けんりようごじぎょう
あず
きほう
もの
かくにん
あず
しょ
さくせい
○権利擁護事業で預かりを希望する物の確認をし、預かり書を作成します。

つうちょう いんかんなど 通帳・印鑑等の あず 預かり

あず
しょ
しょめい
なついん
あず
○預かり書に署名・捺印をいただき、預かります。

せいかつ しえんいん せんにん 生活支援員の選任

せいかつし
えんいん
き
○生活支援員を決めます。

けいやく ていけつ 契約の締結

りょうしゃ
ししゃきょう
あいが
けいやく
むす
契約を結びます。
せいかつし
えんいん
どうせき
生活支援員も同席します。

きんゆう きかん てつづ 金融機関の手続き

きんゆうきかん
だい
りにんしんせい
○金融機関へ代理人申請をします。

しえん かいし 支援の開始

しえんけいかく
そ
しえん
○支援計画に沿って支援をします。

